

「那珂川水系河川整備計画（変更）（案）」について  
関係県知事からいただいたご意見

国土交通省関東地方整備局

国関整河計第28号  
令和2年7月9日

茨城県知事 様

国土交通省  
関東地方整備局長

那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(案)について(照会)

標記について、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2に基づき、別添のとおり那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(案)を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付のうえ、意見を求めます。

なお、今般、当局においては、行政文書に関する取扱規則を改正し、公印を省略することとしました。

記

添付書類：那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(案)

国関整河計第28号  
令和2年7月9日

栃木県知事 様

国土交通省  
関東地方整備局長

那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(案)について(照会)

標記について、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2に基づき、別添のとおり那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(案)を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付のうえ、意見を求めます。

なお、今般、当局においては、行政文書に関する取扱規則を改正し、公印を省略することとしました。

記

添付書類：那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(案)



河 第 2 9 2 号  
令和2年7月30日

国土交通省 関東地方整備局長 殿

茨城県知事 大井川 和彦



那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）（案）について（回答）

令和2年7月9日付け国関整河計第28号にて照会のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

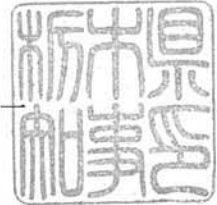
那珂川水系河川整備計画（変更）（案）について、特に意見はありません。



河 第 173 号  
令和 2 (2020) 年 7 月 30 日

国土交通省  
関東地方整備局長 様

栃木県知事 福田 富一



那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(案)について(回答)

令和 2 年 7 月 9 日付け国関整河計第 28 号により照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(案)については、異存ありません。

なお、治水対策の実施に当たっては、住民に対し事業の目標についてよりわかりやすく説明いただくと共に、地元の意見に配慮しながら事業を着実に推進いただきますようよろしくお願いいたします。

